

令和 5 年 度

帯広市財政健全化等審査意見書

帯広市監査委員

帯 監 査 第 57 号

令和6年8月26日

帯広市長 米 沢 則 寿 様

帯広市監査委員 川 端 洋 之

帯広市監査委員 秋 田 勝 利

帯広市監査委員 大竹口 武 光

令和5年度帯広市財政健全化等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により審査に付された令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和5年度帯広市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

令和5年度帯広市一般・特別会計決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年8月1日から令和6年8月20日まで

第3 審査の方法

財政健全化審査に当たっては、帯広市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性を検証するとともに、適正に算定されているかどうかの主眼を置いて審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された、次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数は正確であり、いずれも適正に算定されているものと認められた。

記

（単位：％）

区 分	健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和5年度	令和4年度		
1 実質赤字比率	—	—	11.39	20.00
2 連結実質赤字比率	—	—	16.39	30.00
3 実質公債費比率	8.2	8.3	25.0	35.0
4 将来負担比率	22.2	38.0	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」で表示している。

令和5年度帯広市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

令和5年度帯広市公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年8月1日から令和6年8月20日まで

第3 審査の方法

経営健全化審査に当たっては、帯広市監査基準に準拠し、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性を検証するとともに、適正に算定されているかどうかの主眼を置いて審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された、次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数は正確であり、いずれも適正に算定されているものと認められた。

記

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	
1 水道事業会計	—	—	20.0
2 下水道事業会計	—	—	20.0

※資金不足比率については、いずれの会計についても資金不足額がないため「—」で表示している。

資 料 目 次

1	健全化判断比率・資金不足比率の算定対象範囲	3
2	健全化判断比率・資金不足比率の算定式と数値	
	(1) 実質赤字比率	4
	(2) 連結実質赤字比率	5
	(3) 実質公債費比率	6
	(4) 将来負担比率	7
	(5) 資金不足比率	8
3	用語解説	10

1 健全化判断比率・資金不足比率の算定対象範囲

会 計 区 分			健全化判断比率					
帯 広 市	一 般 会 計		一 般 会 計 等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資金不足比率
	特 別 会 計	中島霊園事業会計	公 営 事 業 会 計					
		国民健康保険会計						
		後期高齢者医療会計						
		介護保険会計						
		ばんえい競馬会計						
		駐車場事業会計						
	公営企業会計 (法適用)	水道事業会計						
		下水道事業会計						
	一 部 事 務 組 合 広 域 連 合		十勝圏複合事務組合					
十勝中部広域水道企業団								
とかち広域消防事務組合								
北海道市町村備荒資金組合								
北海道後期高齢者医療広域連合								
地 方 公 社		帯広市土地開発公社						

- (注) 1 法適用の「法」は、地方公営企業法をいう。
2 資金不足比率は、公営企業会計の事業ごとに算定する。

2 健全化判断比率・資金不足比率の算定式と数値

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計及び特別会計のうち公営事業会計等を除いた会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、令和5年度は△3.39%となった。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

- A = 一般会計等の実質赤字額
 : 一般会計及び特別会計のうち公営事業会計を除いた会計を合わせた会計の実質赤字額
 B = 標準財政規模
 = 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

◎年度別決算数値

(単位：％・ポイント)

$\frac{A}{B} = \frac{\triangle 1,448,592}{42,662,066} =$	令和5年度	令和4年度	増△減
	△ 3.39	△ 4.76	1.37

(注) 黒字の場合、比率は△(マイナス)で表示

Aの内訳

(単位：千円)

会 計 名	令和5年度	令和4年度	増△減
一般会計	△ 1,448,592	△ 2,013,779	565,187
中島霊園事業会計	0	0	0
合 計	△ 1,448,592	△ 2,013,779	565,187

(注) 黒字の場合、金額は△(マイナス)で表示

Bの内訳

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増△減
標準税収入額等	27,786,524	27,063,409	723,115
普通交付税額	14,526,751	14,454,403	72,348
臨時財政対策債発行可能額	348,791	767,812	△ 419,021
合 計	42,662,066	42,285,624	376,442

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計及び特別会計を含めた全会計の実質赤字額と資金不足額を加えた連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、令和5年度は△14.02%となった。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

B = 標準財政規模

C = 連結実質赤字額（イとロの合計額）

イ：一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字（黒字）額の合計額

ロ：公営企業会計の資金不足（剰余）額の合計額

◎年度別決算数値

(単位：％・ポイント)

$\frac{C}{B} = \frac{\triangle 5,984,452}{42,662,066} =$	令和5年度	令和4年度	増△減
	△ 14.02	△ 15.94	1.92

(注) 黒字の場合、比率は△（マイナス）で表示

Cの内訳

(単位：千円)

会 計 名	令和5年度	令和4年度	増△減
一般会計及び特別会計（イ）	△ 2,303,611	△ 3,033,543	729,932
一般会計	△ 1,448,592	△ 2,013,779	565,187
中島霊園事業会計	0	0	0
国民健康保険会計	△ 73,138	△ 118,548	45,410
後期高齢者医療会計	△ 106,266	△ 98,718	△ 7,548
介護保険会計	△ 541,138	△ 669,745	128,607
ばんえい競馬会計	△ 131,953	△ 132,633	680
駐車場事業会計	△ 2,524	△ 120	△ 2,404
公営企業会計（ロ）	△ 3,680,841	△ 3,710,108	29,267
水道事業会計	△ 2,202,846	△ 2,288,775	85,929
下水道事業会計	△ 1,477,995	△ 1,421,333	△ 56,662
合 計（イ＋ロ）	△ 5,984,452	△ 6,743,651	759,199

(注) 黒字または資金剰余の場合、金額は△（マイナス）で表示

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年の平均比率で、令和5年度は8.2%となり、前年度と比較して0.1ポイント改善（低下）した。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \quad (\text{3か年平均})$$

B = 標準財政規模

D = 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

E = 準元利償還金

F = DまたはEに充てられる特定財源

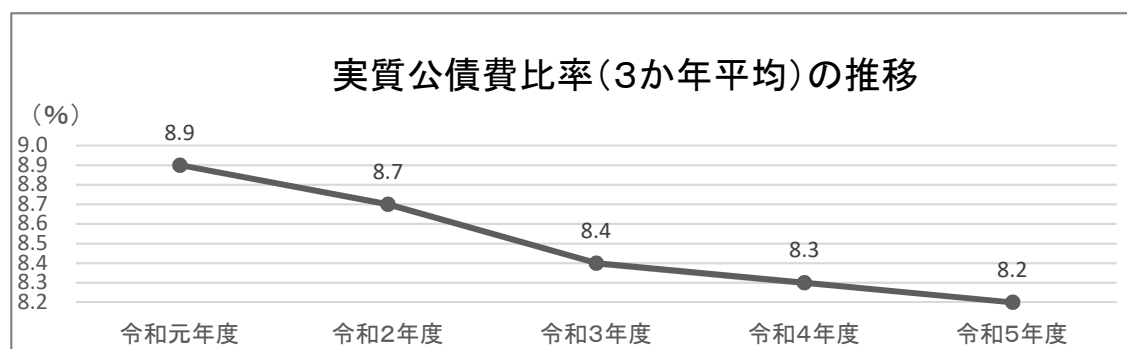
G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

◎年度別決算数値

$$\frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} = \frac{(8,055,803 + 1,847,946) - (2,282,967 + 4,445,079)}{42,662,066 - 4,445,079} = \boxed{\text{令和5年度}} \quad \boxed{8.3\%}$$

(単位：千円・%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元利償還金 (D)	8,335,100	8,160,390	8,055,803
準元利償還金 (E)	1,905,309	1,903,352	1,847,946
うち、満期一括償還地方債	13,367	0	0
特定財源 (F)	2,298,026	2,281,291	2,282,967
基準財政需要額算入額 (G)	4,870,930	4,644,566	4,445,079
標準財政規模 (再掲) (B)	42,961,860	42,285,624	42,662,066
実質公債費比率 (単年度) (D + E) - (F + G) / (B - G)	8.1	8.3	8.3
実質公債費比率 (3か年平均)	8.4	8.3	8.2



(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、令和5年度は22.2%となり、前年度と比較して15.8ポイント改善（低下）した。

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

B = 標準財政規模

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

H = 将来負担額

I = 充当可能基金額

J = 特定財源見込額

K = 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

◎年度別決算数値

$$\frac{H - (I + J + K)}{B - G} = \frac{92,994,149 - (19,942,240 + 19,761,145 + 44,774,402)}{42,662,066 - 4,445,079}$$

(単位：%・ポイント)

令和5年度	令和4年度	増△減
22.2	38.0	△ 15.8

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増△減
将来負担額 (H)	92,994,149	98,048,540	△ 5,054,391
充当可能基金額 (I)	19,942,240	16,498,126	3,444,114
特定財源見込額 (J)	19,761,145	19,947,894	△ 186,749
基準財政需要額算入見込額 (K)	44,774,402	47,264,870	△ 2,490,468
標準財政規模 (再掲) (B)	42,662,066	42,285,624	376,442
基準財政需要額算入額 (再掲) (G)	4,445,079	4,644,566	△ 199,487
将来負担比率 (H - (I + J + K) / (B - G))	22.2	38.0	△ 15.8

(5) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率で、令和5年度も前年度と同様に2公営企業会計とも資金不足額は発生していない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{L}{M}$$

L = 資金不足額 イ − ロ

イ： 流動負債等（流動負債 − 控除企業債等（注1））

ロ： 流動資産等（流動資産 − 控除財源（注2））

（注1）控除企業債等とは、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額

（注2）控除財源とは、令和5年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和6年度に繰り越した事業の財源に充当することが出来る特定の収入

M = 事業の規模 営業収益の額 − 受託工事収益の額

◎各公営企業会計の年度別決算数値

（単位：千円、％）

会 計 名		流動負債等 (イ)	流動資産等 (ロ)	資金不足額 (L) (イ−ロ)	事業の規模 (M)	資金不足 比 率 (L)/(M)
令和5年度	水道事業会計	323,549	2,526,395	△ 2,202,846	3,191,943	—
	下水道事業会計	550,732	2,028,727	△ 1,477,995	3,460,069	—
令和4年度	水道事業会計	265,319	2,554,094	△ 2,288,775	3,375,298	—
	下水道事業会計	124,987	1,546,320	△ 1,421,333	3,452,961	—
増△減	水道事業会計	58,230	△ 27,699	85,929	△ 183,355	
	下水道事業会計	425,745	482,407	△ 56,662	7,108	

（注）資金不足額の△（マイナス）表示は、資金の剰余を表す。

資金不足比率は、資金不足額がない場合、「—」で表示している。

L (イ) の内訳

(単位：千円)

会 計 名		流動負債 (ア)	控除企業債等 (イ)	流動負債等 (ア－イ)
令和 5 年度	水道事業会計	1,393,058	1,069,509	323,549
	下水道事業会計	2,218,744	1,668,012	550,732
令和 4 年度	水道事業会計	1,364,713	1,099,394	265,319
	下水道事業会計	1,954,810	1,829,823	124,987

L (ロ) の内訳

(単位：千円)

会 計 名		流動資産 (ア)	控除財源 (イ)	流動資産等 (ア－イ)
令和 5 年度	水道事業会計	2,526,395	0	2,526,395
	下水道事業会計	2,028,727	0	2,028,727
令和 4 年度	水道事業会計	2,554,094	0	2,554,094
	下水道事業会計	1,546,320	0	1,546,320

Mの内訳

(単位：千円)

会 計 名		営業収益の額 (ア)	受託工事収益の額 (イ)	事業の規模 (ア－イ)
令和 5 年度	水道事業会計	3,191,943	0	3,191,943
	下水道事業会計	3,460,069	0	3,460,069
令和 4 年度	水道事業会計	3,375,298	0	3,375,298
	下水道事業会計	3,452,961	0	3,452,961

3 用 語 解 説

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的なサービスを行う一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減や歳入増加策を講じなければなりませんし、解消の期間も長期間になるなど、深刻な事態になっているということになります。

連結実質赤字比率

一般会計等のほか、公営企業会計や国民健康保険会計等の全ての会計を対象とした赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

この比率が高くなるほど、実質赤字比率と同様に赤字の解消が難しくなります。

実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率です。

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

借入金の返済については、削減することや先送りすることは原則的にはできません。

このため、この比率が高くなるほど財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字再建団体に転落する可能性が高まります。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（実質公債費比率と同じ）に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

この比率が高い場合、将来負担額を実際に支払っていかなければならないので、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高いといえます。

早期健全化基準

地方公共団体の財政収支が、不均衡な状況その他の財政状況が変化した場合において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な努力による財政健全化が求められます。

財政再生基準

地方公共団体の財政収支が、著しい不均衡その他の財政状況の変化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上の場合には、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したものです。

この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなるので、公営企業として経営に問題があることになります。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な努力による経営健全化が求められます。

一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計の一般会計及び特別会計のうち公営事業会計を除いた会計をあわせた会計のことです。

帯広市の場合は、一般会計及び中島霊園事業会計がこれにあたります。

公営事業会計

公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計のことです。

帯広市の場合は、特別会計である国民健康保険会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計、ばんえい競馬会計及び駐車場事業会計のほか、公営企業会計（法適用）である水道事業会計及び下水道事業会計がこれにあたります。

公営企業会計（法適用）

公営企業会計とは、地方公共団体が営む事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものをいい、法適用と法非適用に分類されます。

公営企業会計（法適用）は、地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している公営企業会計のことです。

帯広市の場合は、水道事業会計及び下水道事業会計がこれにあたり、法の全部を適用しています。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。

実質赤字額がある団体を「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

標準税収入額等

基準財政収入額（客観的に算定された標準的な状態で納入が見込まれる税収額）を基礎に計算された収入と地方譲与税などの合計額をいいます。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外にも充てられる地方財政法第5条の特例として地方債計画に計上され発行される地方債です。

資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については、流動負債等の額から流動資産等の額を控除した額を基本としています。

また、法非適用企業については、一般会計等の実質赤字額同様に算定した額を基本としています。

準元利償還金

一般会計等から他会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたもの、一部事務組合への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど公債費に準じた経費をいいます。

基準財政需要額

普通交付税の算定上、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するために必要な財政需要を各行政項目ごとに算定した額の合算額をいいます。

